

## 「へき地等学校の級別指定基準」の20年ぶりの見直し

文科省はへき地教育振興法に基づく「へき地等学校の級別指定基準」の20年ぶりの見直しに向けて、全国で「へき地学校現状調査」を3～4月に実施し、作業をすすめています。

へき地教育振興法は、「教育の機会均等の趣旨に基づき、かつ、へき地にお

ける教育の特殊事情にかんがみ、へき地における教育水準の向上を図ること」を目的に、義務教育費国庫負担制度にもとづく国の財源補助システムを定めた法律であり、地方自治体や児

り、教職員にはへき地手当が支給されています。実施された「へき地学校現状調査」を見ると、現行の基準に加え、新たな基準として導入される可能性が

ある「要素」が盛り込まれ、教職員にはへき地手当が支給されています。実施された「へき地学校現状調査」を見ると、現行の基準に加え、新たな基準として導入される可能性が

素」を導入する基準見直しが行われれば、各地で現行の級地がダウンさせられることが危惧されます。地方の過疎化はいっそう進行し、子どもたちに直接関わる文化施設や、高校・

と生活物資の高価格、医療機関の不備など、厳しい生活実態です。

学校の48・5%がへき地の北海道では、道議会が全会派一致で国あての「級別指定基準の改善に関する意見書」を採択しています。

# 地域の実情に見合ったへき地基準の見直しを

童生徒を通わず父母への直接補助制度です。

具体的には、遠距離通学費や修学旅行への補助、学校給食や保健管理費の補助、学校建設費補助、教職員の医療交通費補助等がある

ています。たとえば、「高校までの距離」欄に加え、新たに「高校までの距離(分校を含む)」、「スノーパーマーケットまでの距離」等

が設けられています。現状より学校に近い新しい「要

大学などの教育機関、教職員の研修施設などの多くが都市部に集中し、教育環境

文化的・社会的諸条件の格差は深刻な実態です。また、東京の離島ではカソリンが235円/1ℓ(6月初旬)

全国各地からのとりくみで、「教育の機会均等」を実現させるために、へき地の実情に見合った「へき地等学校の級別指定基準」に改善させることが必要です。

全教生権局 高橋信一

主張 新聞全教 解説